

令和元年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年5月16日（水）13時34分から14時13分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員（16名）

会長	19番 原 心一						
会長職務代理	7番 森安 正	11番 山崎 彰					
委員	2番 平山 則雄	4番 森田 良彦	6番 堤 昭雄				
	8番 宗石 和彦	9番 西村 広幸	10番 西岡 久				
	12番 三木 克司	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広				
	15番 小松 和啓	16番 三谷 富重	17番 山内 茂				
	18番 岡本 博臣						

4. 欠席委員（3名）

1番 水田 義郎 3番 横山 実男 5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 使用貸借終了農地返還通知報告について
第6号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第7号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恒久
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地主事 野島 和仁
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

議長

開会（13時34分）

皆さん、こんにちは。まだ出席予定者で2名来てませんが、定足数には達してますので、時間が若干過ぎましたので、ただ今より本日の定例会を開催をしたいと思います。また、非常に暑い日が続いてですね、水不足の心配も懸念をされますが、物部川からの取水の農業用水、今20%カットになっております。先般まで40%カットということが若干緩和をされてますが、近いうちにこの天気が続きますとまた協議会を開いてですね、カットの率を上げなあいかんじやないかというふうな心配もされております。そういうことで皆さん方大変お忙しい中を今日はご出席頂きまして有難うございました。5月の令和になっての初めての会を開催をしたいと思いますので、皆様方慎重審議よろしくお願ひ思います。

それでは一言、岡田君の様子と言いますか、病状のことについて皆さん方から時々聞かれますので、私も1度見舞いには行って来ましたけれども、あと全然聞いてなかったんですが、今日電話ですね、聞きますと順調に治つておられるようです。今、病院も変わりまして田中整形に入院をしておりますが、来週からって言うたかな、本格的なリハビリをするための検査をして、それで良かったですね、リハビリに入るというふうなことで聞いております。家の方の仕事もですね、順調に近所の友達が助けて頂いてですね、順調に進んでおるということですので心配はないということのようです。奥さんと娘さんが一年ほど前からお手伝いをしてですね、農業をしておるということもあってですね、順調に進んじゅうという事ですので一応ご報告をしておきたいと思います。

本日欠席者が岡田君とそして水田さんと、今のところ横山さんと三木さんについてはですね欠席の届けがでておりませんけど。

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | 三木さんはちょっと人権の会が下であります。 |
| 議長 | 三木さんは別の会がちょっと引っかかったようですが、今のところ欠席ですが、終つたら来てくれるかもわかりません。
そういうことで本日の会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひを致します。それでは議案に入ります前にですね、事務局より訂正がありますのでよろしくお願ひをしたいと思います。 |
| 事務局 | すいません、議案書の方なんですけども、3箇所あります。まず3ページ、農地法第5条の議案ですけども、表の真ん中の下段に受人、[REDACTED]とありますが、電気の氣ですね、機械の機ですので訂正をお願い致します。
木辺の機械の機になります。
次に4ページ。申請番号2番の右端の備考欄の上から3段目に耕作放棄状であるとありますが、耕作放棄状態であるに訂正をお願いします
次に5ページですが、申請番号2番の解約申入れ日、平成31年3月11日と入っているところの上段、空欄の欄がありますが、そこも同じように平成31年3月11日となります。
以上です。 |
| 議長 | 訂正が終りましたので、ただ今より議題に沿いまして進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。
なお、本日の議事録の署名につきましては、森安委員と上島委員にお願いしますのでよろしくお願ひ致します。
それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いを致します。 |
| 事務局 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町岩改字平972番1、地目は田、面積は565m ² 、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は7,845m ² 、譲渡理由は経営縮小（労力不足）、譲受理由は隣接地の取得、資料は1で10a当たり250,000円で総額141,250円です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字北ノベ566番、地目は田、面積は99m ² 、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は4,512m ² 、譲渡理由は経営縮小（労力不足）、譲受理由は経営規模の拡大、隣接地の取得、資料は2で10a当たり500,000円 |

で総額49,500円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町小川字西野畠71番、地目は田、面積は252m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は4,945.78m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり1,190,476円で総額300,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野字中屋1763番、地目は田、面積は1,163m²、外8筆、計9筆で合計2,975m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は3,529m²、譲渡理由は破産管財の処理、譲受理由は経営規模の拡大、資料は4で10a当り239,092円で総額711,300円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野字カギ田1960番、地目は田、面積は561m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は3,111m²、譲渡理由は破産管財の処理、譲受理由は隣接地の取得、資料は5で10a当たり300,000円で総額168,300円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町安丸字上ミ邸102番、地目は宅地、現況地目は田、面積は87.6m² 外1筆、計2筆で合計113.6m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は5,771.06m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は6で10a当たり880,282円で総額100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。

以上です。

議長 以上で説明が終わりましたので、議案第1号の案件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。議案第1号につきまして皆さん方から何かご質問はありませんかね。格段無いようですが、採決に入つて構いませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員拳手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町小田島字後口田26
4番1、地目は田、面積は4.45m²、譲渡人、

、転用目的は駐車場、申請事由は「譲受人の近隣の工場が狭くなり、同工場を増設するに伴い、従業員用駐車場を移転して確保するためです。農地区分は第1種農地、調査員は鍵山委員で資料は7で

す。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議長

以上、説明がありましたが、調査員の鍵山委員より補足説明をお願いします。

委員(14番)

資料7をお願いします。資料7-1の上が全体の地図なんすけども、点線の部分が宅地であったり、原野であったりして、すでに工事に入っております。その年の半分の面積しか出来ないということで分筆も済ましております。資料7-2の下側の②を見てもらったら分りますが、出入り口はこの鉄板の部分のみということで、これ以上水路を塞ぐこともないそうです。それから、隣接の同意書も頂いておりましすし、雨水ですけども、雨水は手前の水路に流すということでこれも同意書を頂いていますので、特に問題はないと思います。よろしくお願ひお願いします。

議長

はい、有難うございました。ただ今より、議案第2号につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
すいません、事務局より補足があります。

事務局

今回ですね、第1種農地というところで、通常第1種農地は何にでも転用は可能な農地ではないんですけども、今回該当にする基準となった説明をさせてもらいます。農地法の転用の中にですね、例外規定というのがあります、今回この資料7-1の点線の部分とその転用する農地の部分を含めた面積の内ですね、その第1種農地の面積が3分の1を超えないことを条件として一体的に利用することができるということがあります。今回、全体面積では1,335.80あります、その内3分の1以内445を今回合わせて転用すると計画となっています。残りですね、農地が三角状で残る部分ができるんですけども、このあと、こちらも駐車場として転用を考えているようです。次の場合はですね、2分の1、既存施設の2分の1以内の拡張であれば、1種農地でも転用が出来るという要件があるので、この要件で次はやられる予定だと思います。基準については以上です。

議長

以上、説明がありましたが、[]さんについてはもう随分前から事業を拡張したいということで駐車場を探しておりました。実は今の黄色の点線で囲んである前に広い道がありますが、それを左へ行った、南側って言うたらおかしいけど、地図、上が北とすると南側の構造改善してある農地をですね、駐車場にしたいというふうなことがありましたけれども、それは認めるわけにどうもはいかんだろうということで、いろいろ探しておった結果ですね、この場所が、地図では家が建っておったような形になってますが、ここは家も取り壊してですね、駐車場にするということで工事が進んでるらしいです。北側であればやむをえんだろうと、隣地の同意が得られればですね、駐車場に認めざるおえんじやないかというふうなことも判断をしてですね、こっちを物色して探していただいたということで農業委員会としてはですね、南側ではいかんけども北側であれば委員さんの判断によってですね、認められれば駐車場になるんじゃないかなと言う話はさせて頂いてます。何かご質問があれば受けたいと思いますが、[]もですね、香美市の中の土佐山田町では優良企業というふうなことでですね、市としてもその企業を応援するためにも駐車場が必要ということであればですね、ある程度理解もせなあいかんじやないろうかという判断もしております。何かありませんか。格段無いようですので採決に入りたいと

思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長　　はい、それでは議案第2農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局　議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町影山字カヂヤシキ279番1、地目は畠、農振区分は農用地、面積は168m²、外1筆、計2筆で合計230m²、利用状況は駐車場、庭、申請人、[REDACTED]、非農地化した理由は、279番1の土地は平成元年より駐車場として利用し始め現在に至っている。281番・282番合併の土地は昭和23年より築山をし、池を作り庭として利用し、現在に至っている。調査員は大倉委員で資料は8です。

2番、申請地は香北町谷相字上ノダ2292番、地目は畠、農振区分は農用地、面積は297m²、外2筆、計3筆で合計534m²、利用状況は原野、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、当該農地は昭和61年に申請人が、贈与により取得したが、20年以上前から耕作放棄状態である。周囲も高齢化が進み、空き家が多く、今後も耕作が見込める状況はない。調査員は三谷委員で資料は9です。

以上です。

議長　　説明が終わりましたが、大倉委員欠席ですが、事務局説明をお願いします。

事務局　資料は8になります。位置図については8-1で影山公民館の前になります。8-2を見て頂くと①が駐車場に使っている部分です。②が草が生えているか木が覆っているんですけどもちょっと石が見えてですね、ここ池になっております。どちらもですね、大倉委員さんが子供の時からこういう状況であったということを報告を受けております。

以上です。

議長　　はい、すいません、三谷委員さん。

委員(16番)　資料の9の①、②、③、④と図面を見てもうらうたら、ちょうど、これは自分が行った時にもこういう状況になっていて、竹やぶと川が流れてその前に②のところを下から竹がだいぶ黄色い線を越してずっと上へきて①と④に関しては萱の株が太って、誰も出来そうもんではなかったき、そのまま非農地証明をしてもうらうたら良かったけど、自分としては刈ったばかりで、どうかと思ったけど、近隣のもんもここを何するわけでもないということで、周りに迷惑をかかるじゃったら自由に使うてもうらうたらえいってことで近隣のものには承諾を得ちゅうということでした。自分としてはええんじやないかと思いますけども。よしとしました。

議長　　はい、地元の人がある程度現地を見て頂いてですね、了解もしていただいたということですので、皆さん方、ご質問があれば受けたいと思いますので、議案第3号の非農地証明願いについて、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

皆さん方から、何かご質問ありませんかね。質問が無ければ採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案3号非農地証明願い、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員舉手——

議長 はい、どうも有難うございました。
それでは続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町須江字内垣804番、地目は田、農振区分は農用地、面積は4,397m²、外1筆、計2筆で合計8,406m²、貸人が[REDACTED]、[REDACTED]、借人が[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに平成31年3月18日、解約理由は借り手変更のためです。
続いて2番、申請地は物部町仙頭字カヂヤ140番、地目は田、農振区分は農

続いて2番、申請地は物部町仙頭字カヂヤ140番、地目は田、農振区分は農用地、面積は221m²、貸人が[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借人が[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに平成31年3月11日、解約理由は耕作不便のためです。

以上です。

議長 以上議案第4号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はございませんか。格段無ければですね、この件につきましては通知案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは続きまして議案第5号使用貸借終了農地返還通知報告についての説明をお願いします。

議長 以上説明が終わりましたので、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ご質問はありませんかね。質問が無いようですので議案第5号の使用貸借終了農地返還通知報告について報告のみとさせて頂きます。

それでは議案第6号農地法第5条の規定による届出についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町旭町5丁目83番1、地目は畑、面積は187m²、
譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

用目的は木造2階建て1棟、資料は10で調査員は事務局公文です。

2番、申請地は土佐山田町楠目字神明802番1、地目は畑、面積は36m²、
譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転
用目的は駐車場、資料は11で調査員は事務局公文です。

以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方ご質問はありませんか。格段無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思います。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質問であります
が、説明をお願いします。

事務局

議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致
します。

議案書の方が8ページからになります。貸借による利用権設定についての説
明をさせていただきます。

1番は、再設定で、土佐山田町岩次の農地5筆を、[REDACTED]
[REDACTED]が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

2番も、再設定になります、土佐山田町岩次の農地3筆を、[REDACTED]
[REDACTED]が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

9ページにうつります。

3番、新規設定で土佐山田町本村の農地6筆を、[REDACTED]が借り受け、
柚子を栽培します。使用貸借権で期間は10年になります。

続いて10ページを見て下さい。

4番、再設定で、土佐山田町佐古藪の田3筆と畑2筆の計5筆を、同じく[REDACTED]
[REDACTED]さんが借り受け、緑化木を栽培します。使用貸借権で期間は1年です。
次に11ページを開けて下さい。

5番は、再設定で土佐山田町の農地4筆を、[REDACTED]さんが借り受
け、青ネギを栽培します。賃借権で期間は5年です。

6番、新規設定です。土佐山田町下ノ村の農地を、[REDACTED]さんが借り
受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は10年です。

続いて12ページをお開け下さい。7番は、再設定になります。土佐山田町佐
野の農地を、同じく[REDACTED]さんが借り受け、水稻と野菜を栽培します。賃借
権で期間は5年になります。

8番、再設定で土佐山田町の佐野の農地5筆を、7番と同じ[REDACTED]さんが
借り受け、水稻と野菜を栽培します。賃借権で期間は5年になります。

続いて13ページ、

9番、新規設定で物部町庄谷相の農地2筆を、[REDACTED]さんが借り受
け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は1年です。

10番も、新規設定になります。香北町永瀬の農地7筆を、同じく[REDACTED]
[REDACTED]さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は1年です。

次14ページになります。

11番、新規設定で土佐山田町久次の農地を、[REDACTED]さんが
借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は15年です。

12番も、新規設定で香北町美良布の農地2筆を、[REDACTED]さんが借
り受け、水稻と野菜を栽培します。使用貸借権で期間は3年となります。

最後になります。15ページ、13番、新規設定で香北町五百蔵の農地2筆を、
同じく[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年間

となります。

以上です。

議長 それではただ今より質疑を行いますが、[REDACTED]退席の必要性はありませんが、[REDACTED]さん、すいません、退席をして頂きたいと思います。

———— [REDACTED] 委員退席 ———

議長 それで、9ページの申請番号3番ですね、[REDACTED]さんの案件に付きまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。それでは格段無いようですので賛成の方の挙手をお願いします。

———— 全員挙手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

———— [REDACTED] 委員入室 ———

議長 [REDACTED]さん、ご承認を頂きましたきね。

委員(18番) はい。

議長 それでは全ての案件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。格段無いようですので、議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

———— 全員挙手 ———

議長 はい、どうも有難うございました。

それでは、その他の件についてはありません。それではあっせんの案件が出ておりませんが、農地パトロール等のことがありますので少し、5分程度休憩をしてですね、農用地利用の最適化推進意見の交換をしたいと思いますので5分程度、今この時計で12分、3分ですので5分程度休憩して再開をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

閉会(14時13分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 一 

署名人 森 安正 

署名人 上島 陽子 